平成２３年（フ）第７１号
岡山県倉敷市中庄2949番地４コーポセレクト201
債務者　片山　直斗
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
福岡県行橋市行事７丁目９番30号永岡厚子方
債務者　永岡　　大（旧姓八巻）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福岡県行橋市行事７丁目９番30号永岡厚子方
債務者　永岡　昭美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
福岡県築上郡築上町大字高塚260番地
債務者　入船　知代（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
沖縄県中頭郡西原町字我謝811番地ハイツ比嘉101号
債務者　津波古シズ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５号
茨城県かすみがうら市下稲吉1938番地４
債務者　高松ゆり子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野３丁目20番地３
債務者　中山　由子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７号
茨城県土浦市港町２丁目２番32―502号レグザ土浦アクアガーデン
債務者　宮内　**玲**子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
埼玉県富士見市渡戸３丁目19番３号
債務者　西川　芳枝
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８８号
埼玉県羽生市大字発戸1429番地３
債務者　持田　美紀（旧姓成ヶ沢）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３２号
新潟市東区山木戸５丁目22番18号１
債務者　吉田　明雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４７号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目３番10号　グレイスハイム103号
債務者　佐久間聡司
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５０号
北海道江別市野幌代々木町55番地の１　ユービＭＳ201号
債務者　菅原　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２４号
北海道石狩市花川北５条１丁目69番地
債務者　天保　勝之
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４６号
札幌市中央区南１条西28丁目１番３―1104号
債務者　渡邊　　信
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５０号
北海道千歳市春日町３丁目７番３号
債務者　阿部　孝司
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７２号
札幌市白石区中央２条６丁目３番１―508号
債務者　山崎真理子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８３号
札幌市豊平区月寒西３条10丁目１番６―507号
債務者　三上　義美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部